

育児休業取得等促進行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産後パパ育休等、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和5年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 令和5年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和5年6月～ 相談員の研修
- 令和5年8月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：計画期間中に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得する。

女性職員・・・取得率を90%以上にする。

＜対策＞

- 令和5年4月～ 産後パパ育休等制度等の法令周知により積極的に推進し、代替要員の確保や昇進等に不利益がない人事評価制度の作成